

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和8年2月10日（火）午前9時30分～午前10時15分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 15名

農業委員8名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
5番	藤原 国夫	出	山田地区推進委員	神田 浩志	出
6番	松田 智仁	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
7番	谷許 安治	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
8番	坪井 幹子	出	小田地区推進委員	土井 博文	出
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第48号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第49号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第50号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第51号 農用地利用集積等促進計画（No.13）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (5) 議案第52号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (6) 議案第53号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- (7) 議案第54号 農地法52条に基づく賃貸料情報の提供について

議 長	それでは、ただ今から令和7年度第11回農業委員会総会を開催します。
議 長	<p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、2番 水川委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>48</u>号から議案第<u>54</u>号の<u>7</u>議案です。</p>
議 長	議案第 <u>48</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>以上2件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号<u>53</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
矢掛地区 推進委員	こちらの農地は、以前から譲受人が耕作をされており、これからも適切に管理出来ると思いますので、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>53</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>53</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>54</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	こちらは、譲渡人が高齢のため農業廃止することになり、以前から耕作をされていた譲受人が譲り受けたということです。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>54</u> 番につきまして、他に意見

<p>各委員</p> <p>議長</p>	<p>はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>54</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>5番委員</p> <p>議長</p> <p>各委員</p> <p>議長</p>	<p><b>議案第 <u>49</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>2</u> 件議題とします。事務局から説明します。</b></p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号6番及び7番は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>6</u> 番及び <u>7</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p> <p>事案番号6番、7番について現地確認をしました。申請人は今後、適切に管理されることと思いますので、特に問題はありません。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>6</u> 番及び <u>7</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がありませんので、事案番号 <u>6</u> 番及び <u>7</u> 番につきましては、許可と決定します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p><b>議案第 <u>50</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。</b></p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号20番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>20</u> 番について、地元委員の意見を願います。
矢掛地区 推進委員	譲受人は20年以上こちらへ居住しており、畑と知らず、住宅用地として使用していたということです。始末書も出ておりますので、どうぞよろしく願います。
議 長	地元委員から意見がありました。事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	<b>議案第 <u>51</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 13) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。</b>
事 務 局	議案第 51 号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案第 52 号で審議いただきます。
	(計画の内容について説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 <u>51</u> 号について、意見等を願います。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 <u>51</u> 号について、「異議なし」と決定します。
議 長	<b>議案第 <u>52</u> 号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。</b>
事 務 局	議案第 52 号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。

	(計画の内容について説明)
議 長	議案第 52 号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 52 号について、岡山県農地中間管理機構へ計画作成を要請します。
議 長	議案第 53 号 矢掛町農業振興地域整備計画変更に関する意見について、議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 53 号について、別紙のとおり矢掛町長へ意見書を提出することを議決します。
議 長	議案第 54 号 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の提供について、議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	農地法第 52 条に、農業委員会が農地の借賃等の動向その他の情報の提供を行うことが明記されています。このため、農業委員会において、農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、地域の実勢の賃借料の情報を提供する必要があります。このことを踏まえ、別紙のとおり平均額を算出しましたので、説明いたします。 (議案朗読説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 農地法第 52 条に基づく賃借料情報の提供について、意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、農地法第 52 条に基づく賃借料情報の提供について議決します。

	農地を貸し借りしようとする方々の目安となるよう、広報紙、ホームページ等で賃借料情報を公表することとします。
議長	次に <b>4.各種報告</b> について確認します。
議長	<b>(1) 利用目的の変更届</b> について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
美川地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号2番について、確認しました。問題ありません。
議長	<b>(2) 農地法第18条の規定による合意解約通知</b> について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番から6番について、確認しました。問題ありません。
山田地区 推進委員	事案番号7番、8番について、確認しました。問題ありません。
川面地区 推進委員	事案番号9番から12番について、確認しました。問題ありません。
中川地区 推進委員	事案番号13番から15番について、確認しました。問題ありません。
議長	<b>(3) 許可取下</b> について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議長	<b>(4) 農地転用の工事完了報告</b> について 地元農業委員の確認の報告をお願いします。
6番委員	中川地区について、確認しました。問題ありません。

議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。
-----	---------------------------------------------------------------------------